

敦賀市公告第34号

旧敦賀港線（廃線敷）利活用計画策定業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年7月1日

敦賀市長 米 澤 光 治

- 1 業務名
旧敦賀港線（廃線敷）利活用計画策定業務委託
- 2 業務内容
別添、旧敦賀港線（廃線敷）利活用計画策定業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおりに
- 3 業務履行期間
契約締結日から令和8年3月31日まで
（ただし、業務期間については協議の上、変更可能とする。）
- 4 提案上限額
16,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。
ただし、この金額は予定価格を示すものではない。
- 5 参加資格
本プロポーザルに参加する提案者は、単独事業者又は複数の事業者によって構成されるグループ（以下「共同事業体」という。）によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 敦賀市において指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
 - (5) 集团的及び常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者でないこと。
 - (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法同条第6号に規定する暴力団員が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。

いこと。

- (8) (6)又は(7)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。
- (9) 共同事業体を構成する構成員は、単独事業者又は本事業に応募する他の共同事業体の構成員でないこと。
- (10) 配置技術者として、次のいずれかの資格を有する技術者を管理技術者及び照査技術者に配置できる者。共同企業体で提案する場合は、構成員のいずれかにて配置できれば良いものとする。
- ア 技術士（建設部門「都市及び地方計画」又は総合技術監理部門「建設（都市及び地方計画）」の資格の有資格者）
- イ R C C M（登録技術部門「都市計画及び地方計画」または「造園」）
- ウ 登録ランドスケープアーキテクト（R L A）

6 スケジュール

公募から結果通知までのスケジュール(公告日現在)は以下のとおり。

内容	期限等
公募開始	令和7年7月1日（火曜）
プロポーザルに関する質問書受付締切	令和7年7月11日（金曜）午後5時まで
質問書に対する回答	受付後1週間以内（随時）
プロポーザル参加申請書類の受付締切	令和7年7月23日（水曜）午後5時まで
企画提案書類の受付締切	令和7年8月20日（水曜）午後5時まで
企画提案選考（プレゼンテーション・ヒアリング審査）	令和7年8月下旬から9月上旬（予定）
結果通知	令和7年9月上旬（予定）

7 募集要項及び仕様書

別添、旧敦賀港線（廃線敷）利活用計画策定業務公募型プロポーザル募集要項（以下、「募集要項」という。）及び仕様書のとおりとし、敦賀市ホームページにおいて公表する。

8 選定方法

募集要項及び仕様書に基づき提出された企画提案書等について、旧敦賀港線（廃線敷）利活用計画策定業務委託公募型プロポーザル審査委員会において、書類審査及びプレゼンテーション等を行い、評価基準に基づき、契約候補者の選定を行う。

9 その他留意事項

この公告に掲げるもののほか、本プロポーザルに関し必要な事項は、別添、募集要項による。

1 0 担当部署（提出先・問合せ先）

〒914－8501 敦賀市中央町2丁目1番1号

敦賀市役所まちづくり観光部まちづくり推進課 担当 佐藤

TEL (0770) 22－8137

FAX (0770) 23－4127

E-mail machidukuri@ton21.ne.jp